

福祉サービス第三者評価機関の新規認証について

下記の4法人より評価機関の認証申請があり、認証基準に基づき審査したところ、要件を満たしているので、静岡県福祉サービス第三者評価機関認証等実施要領第4条第2項の規定に基づき、推進委員会の意見を伺う。

1 申請法人

法人名	合同会社 静岡評価センター	特定非営利活動法人 メイアイヘルプユウ	株式会社東海道シグマ 地域福祉支援事業部	一般社団法人 MiraiAssist
代表者名	田辺 郁美	新津 ふみ子	福井 伸明	飯田 高士
所在地	静岡市清水区 船越南町 745-7	東京都品川区 西五反田 1-26-2 五反田サハイツ 714	静岡市葵区 御幸町 8-1 JADEビル6階	静岡市葵区 西草深町 6-17

※ 各法人の申請書及び審査表は別添のとおり

2 事務局意見

- ① 申請法人は静岡県福祉サービス第三者評価機関認証等実施要領及び実施細則に規定する要件を具備している。(別紙 第三者評価機関認証審査表 参照)
 - ② 所属する評価調査者は、全員、本県又は全国推進組織(全社協)の養成研修を修了済である。
- ①、②により、新規認証して差し支えないと判断する。

※参考：静岡県福祉サービス第三者評価機関認証等実施要領
(評価機関の認証)

第4条 評価機関として認証を受けようとする法人の代表者は、法人の組織、事業内容を示す書類、予定する第三者評価事業の内容を示す書類及びその事業実施に関する誓約書等を添えて、認証申請を行う。

2 県は、前項の申請を受けて、認証基準に基づく審査を行い、その要件を満たす場合は、これを認証する。認証に当たっては、あらかじめ静岡県福祉サービス第三者評価推進委員会(以下「推進委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 県は、評価機関を認証した場合、又は認証しなかった場合は、決定後、速やかにその旨を申請者に通知する。